

同一の単位とされる保安林等ごとに、申請に係る伐採面積の合計を当該申請がされた森林の森林所有者別に区分した場合に、当該森林所有者でその区分された面積が当該同一の単位とされる保安林等においてその者が森林所有者となつてある森林の年伐面積の限度を超えるものが森林所有者となつてある当該同一の単位とされる保安林等に係る伐採については、当該森林の年伐面積の限度（当該森林に係る伐採の申請が二以上あるときは、その申請面積に応じて当該年伐面積の限度たる面積をあん分して得た面積）まで縮減する。

ハ 口の場合において、当該同一の単位とされる保安林等につき、口の規定によるとして伐採が認められる面積の合計にイの規定による伐採が認められる申請がある場合に、その申請面積の合計を加えた総計の面積による伐採が認められる申請がある場合にはその申請面積の合計を加えた総計の面積が前条第三項の規定により公表された皆伐面積の限度に達しないときは、口の規定にかかるわらず、その達するまでの部分の面積を口の規定によるとすれば縮減される伐採の申請のその縮減部分の面積に応じてあん分した面積（当該申請が一であるときは、その達するまでの部分の面積の全部）を当該申請につき口の規定によるとして伐採が認められる面積に加えて得た面積まで縮減する。

二 保安機能の維持又は強化を図る必要があるためその指定施設要件として別表第二の第二号（一）ロの規定による保安林等につき所当たりの面積の限度が定められている森林の一つの箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が二以上ある場合には、当該箇所に係る当該箇所当たりの面積の限度たる面積（当該箇所につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第三十四条第一項の許可がされている場合には、その許可された面積をその一所当たりの面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。次号において同じ。）を当該申請面積に応じてあん分して得た面積まで縮減する。

三 同一の単位とされる保安林等の立木又は前号の森林の一箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が一である場合に、それぞれ、当該同一の単位とされる保安林等につき前条第三項の規定により公表され

た皆伐面積の限度又は当該箇所に係る一箇所当たりの面積の限度たる面積まで縮減する。

四 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区の森林でその指定施設要件として別表第二の第二号（一）ロの規定に準拠して皆伐後の残存部分に関する定めが定められているものの立木につき皆伐による伐採をしようとする申請については、その申請の内容を勘案して公正妥当な方法により当該残存部分に関する定めに適合するまで縮減する。

五 技伐による伐採をしようとする申請については、当該森林に係る指定施設要件として別表第二の第二号（一）ニの基準に準拠して定められている材積の限度まで縮減する。

六 前項第一号の年伐面積の限度は、農林水産省令で定めるところにより算出するものとする。（損失の補償）

第七条 法第三十五条の規定による損失の補償は、法第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林に係るものにあっては国が、同項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため指定された保安林に係るものにあっては都道府県が行う。

第八条 （保安施設事業に要する費用の補助額）

第六条 法第四十六条第二項の規定による保安施設事業に要する費用に関する補助金の額は、工事費（修繕に係るものをお除く。）の額に次の各号（一）ロの基準に準拠して一箇所当たりの面積の限度が定められている森林の一つの箇所の立木について皆伐による伐採をしようとする申請が二以上ある場合には、当該箇所に係る当該箇所当たりの面積の限度たる面積（当該箇所につき当該申請前に当該伐採年度における皆伐による伐採に係る法第三十四条第一項の許可がされている場合には、その許可された面積をその一所当たりの面積の限度たる面積から差し引いて得た面積。次号において同じ。）を当該申請面積に応じてあん分して得た面積まで縮減する。

二 激甚な災害が発生した地域において再度灾害を防止するため前号の緊急治山事業に引き続いて実施される事業及び次に掲げる事業以外の事業であつて火山地、火山麓又は火山現象により著しい被害を受けるおそれのある地

域において実施されるもの 十分の五・五

イ 保安林整備事業として実施される事業

ロ 防災林造林事業として実施される事業

ハ 保安林管理道整備事業として実施される事業

二 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法

律第百六十九号）又は公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）の規定の適用を受ける災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれらと併せて行う新設又は改良に関する事業その他当該災害復旧事業以外の事業について、再度災害を防止するため土砂の崩壊その他の危険な状況に対処して特に緊急に施行すべきものと定められたものとする。

三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林經營計画に係る法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事

（法第百九十三条の政令で定める者）

三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林經營計画に係る法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者の区画内の森林を対象とする森林經營計画に係る法第十一条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事

（法第百九十三条の政令で定める者）

第二項に規定する樹種転換をいい、同条第一号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林（以下「被害松林」という。）に係るものに限る。以下同じ。
二、被害松林の整備（被害木の伐採と併せて除伐又は間伐を行うものに限る。以下同じ。）その他農林水産大臣が定める事項を目的とする造林にあつては、当該費用の額の三分の一に相当する額
二、市町村又は前条各号に掲げる者が行う造林（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）にあつては、都道府県が十分の三分（沖縄県にあつては、三分の二）を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から十分の三（沖縄県にあつては、三分の二）を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額。ただし、森林の土地の土壤改良、樹種転換、被害松林の整備その他農林水産大臣が定める事項を目的とする造林にあつては、都道府県が二分の一を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額
法第百九十三条の規定による林道の開設又は拡張に要する費用に關する国の補助は、次に掲げる額について行う。
一、都道府県が行う林道の開設又は拡張については、当該費用の額に、別表第三に掲げる費用の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額
二、市町村が行う林道の開設又は拡張にあつては、都道府県が別表第三に掲げる費用の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から当該割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額
三、前条第二号から第四号までに掲げる者が行う林道の開設又は拡張にあつては、都道府県が別表第四に掲げる費用の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から当該割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

第十四条 法第百九十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該予算総額の二割は、各都道府県の林業人口に応じて各都道府県に配分する。
- 二 当該予算総額の一割は、各都道府県の民有林面積に応じて各都道府県に配分する。
- 三 当該予算総額の一割は、各都道府県の市町村数に応じて各都道府県に配分する。
- 四 当該予算総額の四割は、森林灾害に対処するため、森林資源の開発を行うためその他事業の発展のため緊急に林業普及指導事業を行ふことを必要とする都道府県に配分する。

第十五条 法第百九十六条の規定による国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

- 一 法第百九十二条第一号に規定する費用については、農林水産大臣が地域森林計画の作成面積等を考慮して定める基準により算定した賃金、職員の旅費、備品費、消耗品費その他の経費の額に相当する額。
- 二 法第百九十二条第二号に規定する費用については、農林水産大臣が保安林の面積等を考慮して定める基準により算定した賃金、職員の旅費、備品費、消耗品費その他の経費の額に相当する額。
- 三 法第百九十二条第三号に規定する費用については、農林水産大臣が保安林の立木の価額等を考慮して定める基準により算定した賃金、職員の旅費、備品費、消耗品費その他の経費の額に相当する額。

附 則

- 1 この政令は、昭和二十六年八月一日から施行する。
- 2 左に掲げる命令は、廃止する。
 - 森林組合令（昭和十五年勅令第五百五十九号）
 - 森林法第二章ノ規定ニ依ル地方長官ノ職権ノ特例ニ関スル件（昭和十五年勅令第五百六十一号）
- 3 森林法（明治四十年法律第四十三号）の規定による森林組合及び森林組合連合会であつてこの政令施行の際に存するものについては、前項の規定にかかるわらず、森林組合令は、なおその効力を有する。

費用に一項用る要設の林第別 用 る 掲 (三) 号第の費すに開道三表	費用に一項用る要設の林第別 用 る 掲 (三) 号第の費すに開道三表
域外山び地策振、美県、北 の村振域実興離群、沖海 地以興及施対島島奄繩道	域外。下う村振さきにの第第四年第和法村村振。下う域実興さきにの の同。を興れ指基規一七号六法四振興同。を施対島れ指基規 地以じ以い山た定づ定項条十律十昭興山山、じ以い地策振た定づ定
十五の分百	
十五の分百	
土の百てあ内区市特(十の百 五分は、つに域の町定別九四分	
十の百てあ内区市特(十の百 九)四分は、つに域の町定別八四分	
十の百てあ内区市特(十の百 八)四分は、つに域の町定別七四分	
十の百てあ内区市特(十の百 七)四分は、つに域の町定別六四分	
十の百てあ内区市特(十の百 六)四分は、つに域の町定別五四分	

費用の開道三表による掲号第の費用に五項用る要設の林第別	
る該基定大林しを比占面、地以じ以い地農る規一二号十律五へ法関促整の活業るに村定城山特村振も当準め臣水て考率め積林域外。下う域山特定項条第年平す進備基た性等農お地農へ村定及興のするが産農慮等るの野での同。を村定すに第第二七法成律るにの盤め化の林け城山特地農び山五十の分百	
五十の分百	
十の百てあ内区村市特(特)五分は、つに域の町定別四五分	
十の百てあ内区村市特(特)四分は、つに域の町定別三五分	
十の百てあ内区村市特(特)三三分は、つに域の町定別二五分	
十一の百てあ内区村市特(特)二五分は、つに域の町定別一五分	
十の百てあ内区村市特(特)一五分は、つに域の町定別五分	

費用に二二項用る要張の林第別	費用に二二項用る要張の林第別
のするが産農慮等るの野での城山特村振も当準め臣水て考率め積林域外地農び山五十の分百	五十の分百
十の百てあ内区村市特(特)五分は、つに域の町定別四五分	五十の分百
十の百てあ内区村市特(特)四分は、つに域の町定別三五分	五十の分百
十の百てあ内区村市特(特)三三分は、つに域の町定別二五分	五十の分百
十一の百てあ内区村市特(特)二五分は、つに域の町定別一五分	五十の分百
十の百てあ内区村市特(特)一五分は、つに域の町定別五分	五十の分百
二五分は、つに域の町定別五分	五十の分百

費用に二二項用る要張の林第別	費用に二二項用る要張の林第別
地外村興び域施策興島、群奄県沖道北地実対振離島美、繩、海十五の分百	地外村興び域施策興島、群奄県沖道北地実対振離島美、繩、海十五の分百
十五の分百	十五の分百
十の百てあ内区村市特(十の百五分は、つに域の町定別九四分)	十の百てあ内区村市特(十の百五分は、つに域の町定別四五分)
十の百てあ内区村市特(十の百四分は、つに域の町定別八四分)	十の百てあ内区村市特(十の百四分は、つに域の町定別三五分)
十の百てあ内区村市特(十の百三分は、つに域の町定別七四分)	十の百てあ内区村市特(十の百三分は、つに域の町定別二五分)
十の百てあ内区村市特(十の百二分は、つに域の町定別六四分)	十の百てあ内区村市特(十の百二分は、つに域の町定別一五分)
十の百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別五四分)	十の百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別五分)

費用に五項用る要設の林第別	費用に五項用る要設の林第別
の面林で地外域村農特及山振占積野、域の以地山定び村興十六の分百	の面林で地外域村農特及山振占積野、域の以地山定び村興十六の分百
十六の分百	十六の分百
百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別九五分)	十の百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別九五分)
百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別八五分)	十の百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別八五分)
百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別七五分)	十の百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別七五分)
百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別六五分)	十の百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別六五分)
百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別五四分)	十の百てあ内区村市特(十の百一分は、つに域の町定別五四分)

10	國の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。	11	国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還せることができる。	12	法附則第十四項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。								
6	法附則第七項の政令で定める者は、造林については第十一号に掲げる者とし、林道の開設又は拡張については同条第二号から第四号までに掲げる者とする。	7	法附則第八項の政令で定める者は、第十一号第二号から第五号まで及び第八号に掲げる者とする。	8	法附則第九項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。								
9	前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売扱収入による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第六項から第八項までの規定による国との貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定がされた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。	10	国との貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。	11	国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還せることができる。	12	法附則第十四項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。						
13	平成十五年四月一日をその計画期間の始期とする地域森林計画についての法第五条第一項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは、「九年」とする。	14	前項の規定にかかるわらず、都道府県知事は、新全国森林計画（法附則第十六項に規定する新全国森林計画をいう。附則第十六項において同じ。）につき法第四条第十項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して二月以内に、前項に規定する地域森林計画を、平成二十五年三月三十一日をその計画期間の終期とするものに変更しなければならない。	15	平成十五年四月一日をその計画期間の始期とする森林計画についての法第七条の二第一項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは、「九年」とする。	16	前項の規定にかかるわらず、森林管理局長は、新全国森林計画につき法第四条第十項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して二月以内に、前項に規定する森林計画を、平成二十五年三月三十一日をその計画期間の終期とするものに変更しなければならない。	17	平成十五年四月一日をその計画期間の始期とする市町村森林整備計画についての法第十条の五一項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは、「九年」とする。	18	前項の規定にかかるわらず、市町村は、附則第十四項の規定による地域森林計画の変更につき法第六条第六項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三月以内に、前項に規定する市町村森林整備計画を、平成二十五年三月三十一日をその計画期間の終期とするものに変更しなければならない。	19	市町村は、附則第十四項の規定による地域森林計画の変更につき法第六条第六項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三月以内に、前項に規定する市町村森林整備計画（平成十五年四月一日をその計画期間の始期とする地域森林計画についての法第五条第一項の規定の適用については、同項中「十年」とあるのは、「九年」とする。）の次にたてる地域森林計画（平成十五年三月三十一日をその計画期間の終期とするものに変更しなければならない。）の前に、前項に規定する市町村森林整備計画を、平成二十五年三月三十一日をその計画期間の終期とするものに変更しなければならない。

1	この政令は、公布の日から施行する。	2	この政令の施行の際現に都道府県の条例若しくは規則又は都道府県知事の定めるところにより林業技術普及員又は林業経営指導員（森林法の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第一百号）による改正前の森林法第百八十七条第一項の同条第二項又は第三項に規定する林業専門技術員又は林業改良指導員の事務に従事するのに必要な学識及び経験を有いると認定したものは、農林大臣の定める基準に従い、改正後の同条第二項又は第三項に規定する林業専門技術員又は林業改良指導員の事務に従事するのに必要な学識及び経験を有している者で、都道府県知事が、農林大臣の定める基準に従い、改正後の同条第二項又は第三項に規定する林業専門技術員又は林業改良指導員に任用される資格を有する者とする。	3	この政令は、昭和三十二年七月十四日から施行する。	4	この政令は、公布の日から施行する。
5	改正法附則第七条第二項において準用する森林法第三十三条规定の政令で定める基準について、新令第四条の二の規定を準用する。	6	附則第五項に規定する保安林又は保安施設地内での森林について、新令第四条の三第三項の規定による公表は、することを要しない。	7	附則第五項に規定する保安林又は保安施設地内での森林について、新令第四条の三第三項の規定による公表は、することを要しない。	8	改正法の施行前に指定された保安林又は保安施設地区内の森林で毎年二月一日から十一月三十日までの間に改正法附則第七条第一項の規定により新たに指定施業要件が定められたものにつき当該年ににおいて新令第四条の三第三項の規定により公表する皆伐面積の限度についての同条第四項の規定の適用については、同項中「その後の二月一日又はその翌日に公表した面積」とあるのは、「当該伐採年度に係る指定施業要件に定める皆伐面積の限度」とする。
9	森林法第二十五条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するための民有林の保全につき改正法附則第七条第一項の規定により指定施業要件を定めるについての農林大臣の権限は、都道府県知事が行なう。	10	附則第五項に規定する保安林又は保安施設地内での森林について、新令第四条の三第三項の規定による公表は、することを要しない。	11	この政令は、昭和三十九年十一月三十日から施行する。	12	この政令は、公布の日から施行する。
13	この政令の施行の際現に森林法第八十七条第一項に規定する林業専門技術員又は林業改良指導員に任用されている者は、この政令の施行により、改正後の第九条又は第十条の規定による林業専門技術員又は林業改良指導員に任用される資格を有する者に該当しなくなつた場合においても、引き続きその職に任用されている間は、なお当該資格を有する者とみなす。	14	この政令は、公布の日から施行する。	15	この政令は、公布の日から施行する。	16	この政令は、公布の日から施行する。

1	この政令は、公布の日から施行する。	2	この政令の施行の際現に森林法第八十七条第一項に規定する林業専門技術員又は林業改良指導員に任用されている者は、この政令の施行により、改正後の第九条又は第十条の規定による林業専門技術員又は林業改良指導員に任用される資格を有する者に該当しなくなつた場合においても、引き続きその職に任用されている間は、なお当該資格を有する者とみなす。	3	この政令は、公布の日から施行する。	4	この政令は、公布の日から施行する。
5	改正法附則第七条第二項において準用する森林法第三十三条规定の政令で定める基準について、新令第四条の二の規定を準用する。	6	附則第五項に規定する保安林又は保安施設地内での森林について、新令第四条の三第三項の規定による公表は、することを要しない。	7	附則第五項に規定する保安林又は保安施設地内での森林について、新令第四条の三第三項の規定による公表は、することを要しない。	8	改正法の施行前に指定された保安林又は保安施設地内での森林について、新令第四条の三第三項の規定による公表は、することを要しない。
9	この政令は、公布の日から施行する。	10	この政令は、公布の日から施行する。	11	この政令は、公布の日から施行する。	12	この政令は、公布の日から施行する。
13	この政令は、公布の日から施行する。	14	この政令は、昭和四三年五月一日政令第一号	15	この政令は、昭和四三年七月一日政令第一号	16	この政令は、昭和四四年五月一日政令第一号

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

三九六号 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附錄（立於二八年二月二十六日正午算
三九六號）

(施行期日)
二〇一九年四月一日 指定
第一条 本政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

第十四条 法附則第五条の規定によりなればその効力を有するものとされる法附則第四条の規定による改正前の森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の十一の二第一項の規定の適用については、前条の規定による改正前の森林法施行令第二条の四の規定は、なおその効力を有する。

附 則（令和三年三月三日政令第一三七号）抄
(施行期日)

(森林法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第九条 特定市町村の区域内においてこの政令の施行の際に現に施行されている林道の開設又は拡張に係る事業であつて、当該事業を要する費用

につき令和二年度以前の予算に係る国の補助金

が交付されたものについての令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国の補助に

ついては、なお従前の例による。

第四項及び第五項の規定は、令和三年度から令

和八年度までの各年度の予算に係る国の補助、令和三年度から令和八年度までの各年度の国庫

債務負担行為に基づき令和九年度以降の年度に

支出すべきものとされる国の補助及び令和三年度から令和八年度までの各年度の予算に係る国

度から令和九年度までの毎年度の二年以内に付ける補助で令和九年度以降の年度に繰り越されるものについて適用する。

附則（令和四年九月二二日政令第三一）

この政令は、令和五年四月一日から施行する。
三号

別表第一 削除
別表第二（第四条—第四条の三関係）

一項事	法方の採伐	度限の採伐	二
(二) 主伐に係るもの	イ 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、伐採種の指定をしない。	ロ 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあっては、原則として、採伐による。	
	ハ なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。	ニ 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齡以上のものとする。	
(二) 間伐に係るもの	イ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が十分の八以上の箇所とする。	ロ 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあっては、原則として、伐採を禁止する。	
(二) 主伐に係るもの	イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることがでできる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として採伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めることにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齡を基準として定める伐期齡に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。	ロ 地形、気象、土壤等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採	

をすることができる。一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりそつと、機械耕作時代は、従来の面積の限度

の保安機能の維持又は強化を図る必要のある程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。

ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅二十メートル以上にわたり帶状に残存することとなるようにするものとする。

ニ 伐採年度ごとに採伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される採伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。

(二) 間伐に係るもの

伐採年度ごとに伐採をることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の十分の三・五を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が十分の八を下つたとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね五年後においてその森林の当該樹冠疎密度が十分の八以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(一) 方法に係るもの

満一年以上の苗(当該苗と同等の大きさのものとして農林水産省令で定める基準に適合する苗を含む。)を、おおむね、一ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するよう植栽するものとする。

(二) 期間に係るもの

伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して二年以内に植栽するものとする。

(三) 樹種に係るもの

保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

注 第三号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

費用の区分	林道の開設に係る費用	支援に係る費用
（一）一般林道（次号から第六号までに規定する林域面積（以下「利用区域面積」という。）、当該森林の蓄積等を考慮して定める基準に該当する林道に係るもの）	農林水産大臣が当該林道に係る森林の利用区域面積（以下「利用区域面積」という。）、当該森林の蓄積等を考慮して定める基準に該当する林道に係るもの	（二）間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、法第三十九条の三第一項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うため開設する林道又は樹種転換を実施し、若しくは火災、気象上の原因による災害その他の災害を受けた森林を復旧するため開設する林道で、農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの（（二）に掲げるものを除く。）
（二）その他の林道に係るもの	（二）間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、法第三十九条の三第一項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うため開設する林道又は樹種転換を実施し、若しくは火災、気象上の原因による災害その他の災害を受けた森林を復旧するため開設する林道で、農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの（（二）に掲げるものを除く。）	（二）間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、法第三十九条の三第一項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うため開設する林道又は樹種転換を実施し、若しくは火災、気象上の原因による災害その他の災害を受けた森林を復旧するため開設する林道で、農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの（（二）に掲げるものを除く。）
（三）その他の林道に係るもの	（三）その他の林道に係るもの	（三）その他の林道に係るもの
		（三）その他の林道に係るもの

（二）地勢等の地理的条件 が極めて悪く、かつ、豊率（地勢等の地理的条件及び森林資源の開発が十理的条件及び森林資源の開発を行われてない地域の林道網の枢要部分とな状況からみて生るべき林道で農林水産大臣が定める基準に該当する基準に該当する費用の増加の（当該地域のうち程度を考慮して農林水産大臣が定める区域内においてその工事が水産大臣が定め行われるものに限る。）によるもの	（一）舗装に係るもの （二）当該林道に係る利用区域面積が農林水産大臣が定める基準に該当する林道に係るもの	（三）三分の一	（四）三分の二に調整される率をいう。以て得た率下同じ。）を乗じて得た率	（五）農林水産大臣が定める基準に該当する地域にあつては、百分の五十五

費用の区分	別表第四（第十二条関係）	補助の割合	該当する地域にあつては、百分の五十五	
			三分の二に調整率	該林道に係る利用区域面積、当該森林の蓄積等を考慮して定める基準に該当する林道に係るもの（二）に掲げるものを除く。）
林道の開設に要する費用	（一）一般林道（次号から第五号までに規定する林道以外の林道をいう。）に係るもの	百分の三十	（三）地勢等の地理的条件が極めて悪く、かつ、率を乗じて得た豊富な森林資源の開発が十分に行われていない地域の林道網の枢要部分となるべき林道で農林水産大臣が定める基準に該当するもの（当該地域のうち農林水産大臣が定める区域内においてその工事が行われるものに限る。）	該当する地域にあつては、百分の五十
（二）農林水産大臣が当該林道に係る利用区域面積、当該森林の蓄積等を考慮して定める基準に該当する林道に係るもの	（二）間伐を行うため開設する林道、水源山地において複層林施設を行なうための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、法第三十九条の三第一項の規定に基づき指定された特定保全の整備を行うため開設する林道又は樹木の五十（振興山域の六十）、その他の地域にあつては、百分の六十一、その他の地域にあつては、百分の五十五（振興山域の五十五）	沖縄県及び奄美群島にあつては百分の八十、北海分の八十、その他の地域にあつては百分の六十五	（三）農林水産大臣が沖縄県及び奄美群島にあつては百分の八十、北海分の八十、その他の地域にあつては百分の六十五	（三）農林水産大臣が当該林道に係る利用区域面積、当該森林の蓄積等を考慮して定める基準に該当する林道に係るもの

<p>（二）既設の林道と他のものに係るもの</p> <p>（一）当該林道に係る沖縄県にあつては利用区域面積が農林水産大臣が定める基準に該当する林道に係るもの</p>	<p>二 既設の林道は、林道以外の道路との間を連結することを目的とする林道で、農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの</p> <p>（二）当該林道に係る沖縄県にあつては利用区域面積が農林水産大臣が定める基準に該当する林道に係るもの</p>	<p>（三）その他の林道に係るもの</p> <p>（二）に掲げるものを除く。</p> <p>（二）既設の林道は、冲縄県にあつては百分の八十、北海道、奄美群島及び離島振興対策実施地域にあつては百分の五十（振興山村及び過疎地域にあつては、百分の五十五（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき指定された基幹的な林道で、奄美群島にあるものに係るものにあつては、百分の七十）、その他の地域にあつては百分の四十五（振興山村及び過疎地域にあつては、百分の五十）</p>
--	--	--

係るもの((一)に掲げるものを除く。)
(二) その他の林道に百分の三十五のもの